

【手当・医療費助成制度の支給額および所得制限表】

各種所得控除については裏面参照

更新月の前月まで → 前々年所得 ・ 更新月から → 前年所得 で判定

*所得とは、給与所得者は給与所得控除後の金額、確定申告の方は収入額から必要経費を引いた額になります。給与所得または雑所得（公的年金等に
係るものに限る）を有する場合は、その合計額から 10 万円を控除した金額を用います。

対象児童：18歳到達後の年度末まで 所得制限なし

児童手当（国） 8月更新 現況届：6月 振込み日：2・4・6・8・10・12月の15日

対象年齢区分	第1子・第2子	第3子以降
0～3歳未満	15,000円	30,000円
3歳～高校生年齢相当	10,000円	30,000円

【多子加算(第3子以降の増額)について】

19歳～22歳に到達した年度末までの子を含めて、養育する児童が3人以上の場合、多子加算の対象になります。

※19歳～22歳の子を多子加算の対象としてカウントするには、児童手当認定請求書に「監護相当・生計費の負担についての確認書」の添付が必要です。

※19歳～22歳の子は、多子加算の対象としてカウントされますが、手当の支給対象ではありません。

子どもの医療費助成(マル乳・マル子・マル青)(都) 10月更新 現況届：6月

助成内容	医療費が無料になる医療証の発行(保険診療分のみ・食事療養費を除く)
------	-----------------------------------

対象児童：18歳到達後の年度末(障がい児は20歳未満)まで 所得制限あり

児童扶養手当（国） 11月更新 現況届：8月 振込み日：1・3・5・7・9・11月の10日

扶養親族等の人数	本人		配偶者 扶養義務者 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	690,000円	2,080,000円	2,360,000円
1人	1,070,000円	2,460,000円	2,740,000円
2人	1,450,000円	2,840,000円	3,120,000円
3人	1,830,000円	3,220,000円	3,500,000円
4人	2,210,000円	3,600,000円	3,880,000円

※以後、税法上の扶養親族1人増す毎に38万円を加算して算定

	全部支給	一部支給
第1子の月額	45,500円	45,490～10,740円
第2子以降の加算額 (1人当たりの加算額)	+10,750円	+10,740～+5,380円

児童育成手当（都） 6月更新 現況届：6月 振込み日：2・6・10月の10日

扶養親族等の人数	育成手当 障害手当 本人
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円
3人	4,744,000円

※以後、税法上の扶養親族1人増す毎に38万円を加算して算定

区分	育成手当	障害手当
月額	13,500円	15,500円

一部支給額の計算方法（令和6年11月分～）

【第1子の月額】

45,500－{(所得－全部支給の制限額)×0.025+10}

【第2子以降の加算額（1人当たり）】

10,750－{(所得－全部支給の制限額)×0.0038561+10}

{ } 内下線の計算結果は10円未満 四捨五入

ひとり親家庭等医療費助成(マル親)(都) 1月更新 現況届：8月

所得制限	児童扶養手当の一部支給および扶養義務者の制限額と同じ
助成内容	住民税非課税世帯 → 親と子の医療費が無料になる医療証の発行(保険診療分のみ・食事療養費を除く) 住民税課税世帯 → 親の医療費が1割負担になる医療証の発行(同上) ※子は上記の子どもの医療証(子の医療費が無料)を発行

特別児童扶養手当（国） 8月更新 現況届：8月 振込み日：4・8・11月の11日（11月支払いは、12月期分）

扶養親族等の人数	本人	配偶者 扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円

※以後、税法上の扶養親族1人増す毎に38万円を加算して算定

区分	特児1級	特児2級
月額	55,350円	36,860円

※振込み日が金融機関休業日の場合は、直前の営業日

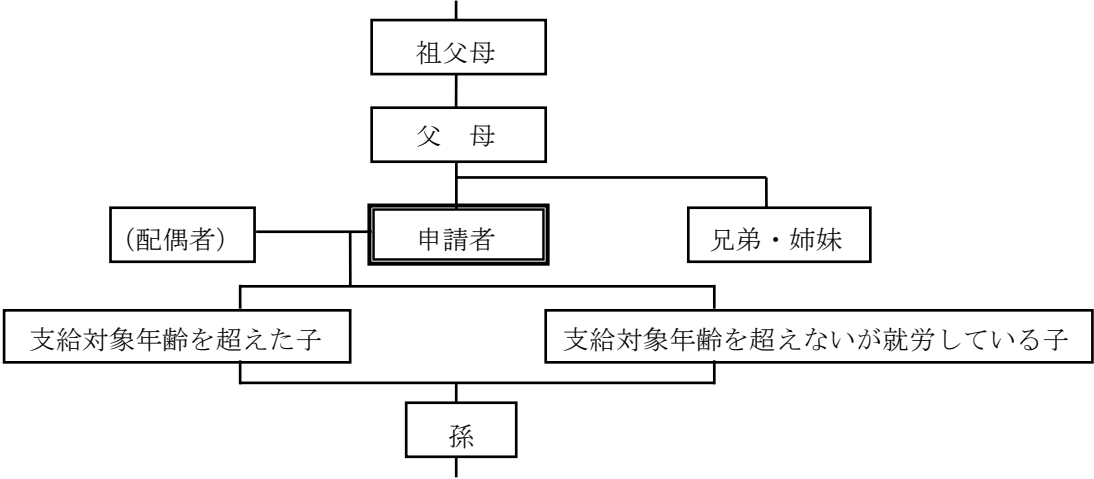
控除等の種類

対象制度 緩和条件		児童手当	児童育成手当 児童育成障害手当	児童扶養手当 ひとり親家庭等医療費助成		特別児童扶養手当	
				本人	配偶者 扶養義務者	本人	配偶者 扶養義務者
所得制限額に 加算する金額	同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)		100,000 円	100,000 円		100,000 円	
	老人扶養親族1人につき加算		100,000 円	100,000 円		100,000 円	
	同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)と老人扶養親族が2人以上からの加算				60,000 円		60,000 円
	特定扶養親族等(※1)1人につき加算		250,000 円	150,000 円		250,000 円	
除する額 (本人該当事項)	勤労学生控除	270,000 円	270,000 円	270,000 円	270,000 円	270,000 円	270,000 円
	寡婦控除	270,000 円	270,000 円		270,000 円	270,000 円	270,000 円
	ひとり親控除	350,000 円	350,000 円		350,000 円	350,000 円	350,000 円
	障害者控除	270,000 円	270,000 円	270,000 円	270,000 円	270,000 円	270,000 円
	特別障害者控除	400,000 円	400,000 円	400,000 円	400,000 円	400,000 円	400,000 円
族等・その他各種控除 (扶養親	障害者(扶養)控除(1人につき)	270,000 円	270,000 円	270,000 円	270,000 円	270,000 円	270,000 円
	特別障害者(扶養)控除(1人につき)	400,000 円	400,000 円	400,000 円	400,000 円	400,000 円	400,000 円
	配偶者特別控除		控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額
	雑損控除	控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額
	医療費控除	控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額
	小規模企業共済等掛金控除	控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額
	長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除 ※2	控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額
	その他(社会保険控除分)	80,000 円	80,000 円	80,000 円	80,000 円	80,000 円	80,000 円

※1 特定扶養親族等→所得税法上の19歳～22歳の特定扶養親族と16歳～18歳の控除対象扶養親族を指します。
※2 特別控除の種類によって控除額に上限があります。

*児童扶養手当およびひとり親家庭等医療費助成は、母または父が申請者の場合は子の父または母から支払われた養育費等の8割が所得額に加算されます。

扶養義務者とは？ 下図に当てはまり、同居している者です。(実際の扶養・被扶養関係の有無は問いません。)



同居の扶養義務者のうち、最も所得の高い方の所得を（扶養義務者全員の合算ではありません）審査します。
また、「同居」とは、住民票上の世帯が別であっても同一住所に居住している場合は同居とみなされます。
同一住所に居住していても例外的に別居の状態であるとみなされるのは、
① 光熱水費のメーターがすべて別になっている
② 玄関が別である
③ 2つの世帯の行き来が住居内でできない状態である
以上の条件をすべて満たしている場合です。別居であることを証明するためには下記の書類の提出が必要です。
(1) 住居内の間取図または敷地内の見取図
(2) 受給者名義および扶養義務者名義の光熱水費の領収書（過去3か月以上）
(3) 別居である状態を説明する申立書